

新型コロナウイルス感染症の発生の影響に係るセーフティネット保証4号
認定要件及び必要書類について

【認定要件】

以下の（１）及び（２）のいずれにも該当することが必要です。

- （１）申請者が、原則呉市において1年間以上継続して事業を行っていること。
- （２）法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた新型コロナウイルス感染症の発
生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高
又は販売数量（建設業に当たっては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という。）が前年
等^{※1}同月に比して20%以上減少しており、かつ、その2か月間を含む3か月間の売上高等が前
年等^{※1}同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【提出書類】

1 必要書類 認定申請書

「新型コロナウイルス感染症の発生の影響により、売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由」欄には、新型コロナウイルス感染症の発生の影響との因果関係が理解できる内容を簡潔にお書きください。

2 添付書類

<個人事業者>

- （１）直近の確定申告書の写し（事業所の所在地の記載があるもの）、又は許認可証に事業所の所在地の記載のあるもの等の事業所の所在地が確認できるもの
- （２）売上高確認表
- （３）最近1か月及び前年等^{※1}同月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- （４）最近1か月後2か月の前年等^{※1}の2か月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳等）

<法人>

- （１）現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（6か月以内）1部
- （２）売上高確認表
- （３）最近1か月及び前年等^{※1}同月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- （４）最近1か月後2か月の前年等^{※1}の2か月の売上高等のわかるもの（試算表、売上台帳等）

【留意事項】

- 1 この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- 3 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状が必要です。
- 4 令和5年10月1日受付分より、資金使途を借換に限定する取扱いの変更を行っています。

※1 前年等は、原則として、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以降の月の売上高等は比較対象に入らず、同感染症の影響を受ける直前同期を記入する。

【申請・問い合わせ】

呉市中央4丁目1番6号 市役所5階
呉市役所 産業部 商工振興課 商業グループ
TEL0823-25-3814